

第1章 こども虐待の早期発見と対応

1 こども虐待の発見・観察のポイント

虐待は未然に防ぐことが第一ですが、これが困難な場合は、できるだけ早く発見し、対応することが必要です。虐待ではないかと疑いを持った場合は、確信が持てなくても、区又は児童相談所に連絡することが大切になります。

こどもや保護者の様子について、一般的には次の点に注意が必要になります。

(1) こどもの様子

参照：「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」 文部科学省 令和2年6月改訂版

- ☐ 原因のはっきりしていないケガをしている（傷跡やあざ、やけどの跡など）
- ☐ 発育や発達の遅れ（低身長・低体重、体重減少、歩行や言葉の遅れ等）
- ☐ 表情が乏しく元気がない、極端に無口
- ☐ 持続的な疲労感、無気力
- ☐ 落ち着きがない、警戒心が強い
- ☐ 衣服が季節に適していない、衣服や身体が非常に不潔である
- ☐ 食べ物への執着が強く、過度に食べる
- ☐ 家に帰りたがらない、あるいは家出を繰り返している
- ☐ 養育者と離れると安心した表情になる
- ☐ 性的なことで過度に反応したり、不安を示したりする 等

(2) 保護者の様子

- ☐ こどものケガなどについて不自然な状況説明をする
- ☐ 養育態度が過度に厳しい、年齢不相応な要求がある
- ☐ 人前でこどもを厳しく叱る・叩く
- ☐ 感情や態度が変化しやすい、イライラしている
- ☐ 育児に対する常識のなさ、偏った育児の知識、養育能力の問題がある
- ☐ 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
- ☐ 夫婦関係や経済状態が悪い
- ☐ 理由のわからない頻繁な転居がある
- ☐ 地域や親族と交流がなく、孤立している 等

(3) 身体的虐待と不慮の事故による外傷とを見分けるために必要な基礎知識

① 外傷の部位

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすく、虐待による外傷は臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こることが多いとされています。

また、こども本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

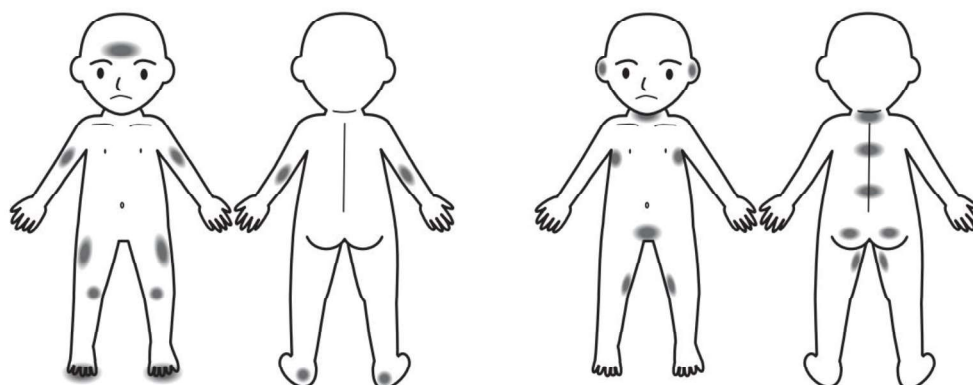
② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

受傷原因の説明と外傷との矛盾を見極めるためには、時間経過に伴う挫傷（打撲傷）の色調変化を知っておくことが重要です。外傷の重症度や受傷部位によって誤差はありますが、基本的には下記の通りです。

外傷の発生時期に関する説明が下記の目安とあまりにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要があります。

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



〈事故でけがをしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

2 発見時の対応

(1) 虐待を発見したときの注意点

■ 虐待あるいは虐待しそうな保護者に対して否定的なイメージを持たない

虐待は特別な個人の問題というよりも、様々な社会的要因が重なって発生しており、決して他人事ではなく、誰にでも起こり得ます。

虐待を起こしている家族に対して「悪いイメージ」を持ったり、非難することは、その家族を追い詰めることにもつながります。また、それは支援者からの介入を保護者が拒むきっかけにもなり得ます。

■ 保護者を罰することよりも、こども・家族への援助を優先する

虐待の通告の目的は、虐待をしている保護者を罰することではありません。こどもの健やかな成長や発達を育むため、保護者に虐待をしないように働きかけ、こどもとの関係を修復していくための援助の出発点になります。

最も大切なことは、その家族にとって、どのような援助が必要であるのか、こどもと保護者を取り巻く関係者と一緒に考え、支援していくことになります。

■ ひとりだけで解決しようとししない

問題が大きく深刻にならないようにするためにも、早期に発見し、早い段階から虐待対応の専門機関と協力して対応していくことが重要です。特に、通告者（発見者）が団体組織に所属している場合は、「組織で対応」することが重要です。児童相談所等の関係機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

※この時、組織や上司に「要対協」への理解がなくてはなりません。構成機関の代表者等は、代表者会議や区ごとの実務者会議等を通し、要対協の現状を報告してください。

■ 多機関と連携・情報共有化し援助を行う

関わり方など不明なことや個別ケース検討会議が必要と思われるときは積極的に、区または児童相談所に相談します。また、区や児童相談所から調査依頼があった場合は協力をお願いします。個別ケース検討会議が開催される場合は積極的に参加するようにしてください。

(2) 初期対応として

① 虐待の判断

- ・ 虐待をひとりで対処するのは非常に困難です。虐待を発見したり、疑ったりしたら、一人で抱え込まず、組織に所属している場合はすぐに管理職に相談・報告します。
- ・ 管理職は、現場から相談・報告を受けた場合は、通告の義務があることを十分に認識し、速やかにそのこどもに関わる関係者等から、現時点での情報を収集するよう指示、あるいは協力して情報収集にあたるなど、組織としての対応を進めます。

② 速やかな通告とこどもの安全確保

- ・ まずはこどもの生命、身体の安全を確保することが大切になります。こどもの生命、身体の安全を守るため一刻を争う場合には、警察に通告（110 番通報）してください。また、後述するフロー図を参考に、重度以上の虐待である場合やこどもが保護を求めているときは、直ちに児童相談所に連絡してください。
- ・ 受傷状態がひどい時には医療機関での受診を優先させ、緊急時には救急車を手配します。
- ・ 性的虐待が疑われる場合は、短時間で（原則的にはその日のうちに）こども本人の身柄を安全に確保し、性被害の事実についての初期調査を実施することが重要なため、児童相談所に連絡してください。

<記録する際のポイント>

- ・ 虐待を疑った時から、記録を残しておきます。とくに、こどもに傷やあざ等がある場合は、気づいた時に傷の状況をスケッチ（写真）やメモで詳細に記録します。
 - ・ 登園、登校時に外傷等に職員が気づき、保護者に確認できそうな場合には、「痛そうですね」「病院には行きましたか」など、柔らかい口調で受傷原因や手当の状況等を尋ねます。
 - ・ こども自身に外傷について尋ねる際は、誘導にならないよう「どんなふうに怪我したの？」などとオープンクエスチョン形式で尋ねます。
 - ・ いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録します。「落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、こどもがどんな言葉を使っていて、どんな様子を見てそう感じたかをもとに具体的に記しておきます。
- ※記録をする際には、事実と推測を混同しないように注意してください。



(3) 「通告義務」とは

■ 虐待を発見した人には通告の義務があります

児童福祉法第25条では、「要保護児童を発見した場合は連絡しなければならない。」また児童虐待防止法（第6条）では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

特に、学校や児童福祉施設、病院などの職員については、児童虐待防止法第5条において、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されています。

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、こどもの安全を最優先とし、早期対応の観点から区又は児童相談所に通告することが重要です。なお、通告後の調査で虐待の事実はなかったとしても責任は問われません。

(4) 誰から「通告」があったかについて、秘密はかたく守られます。

児童虐待防止法第7条において、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知りえた事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されています。これは、虐待を行っている保護者に対して、通告をしたことが漏れることを懸念し、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられています。

区・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際にはこどもの安全を第一とするとともに、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合には、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を伝えます。

ただし、保育所や学校等からの通告においては、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告をした機関として特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、区・児童相談所と綿密に事前協議を行うことが重要です。

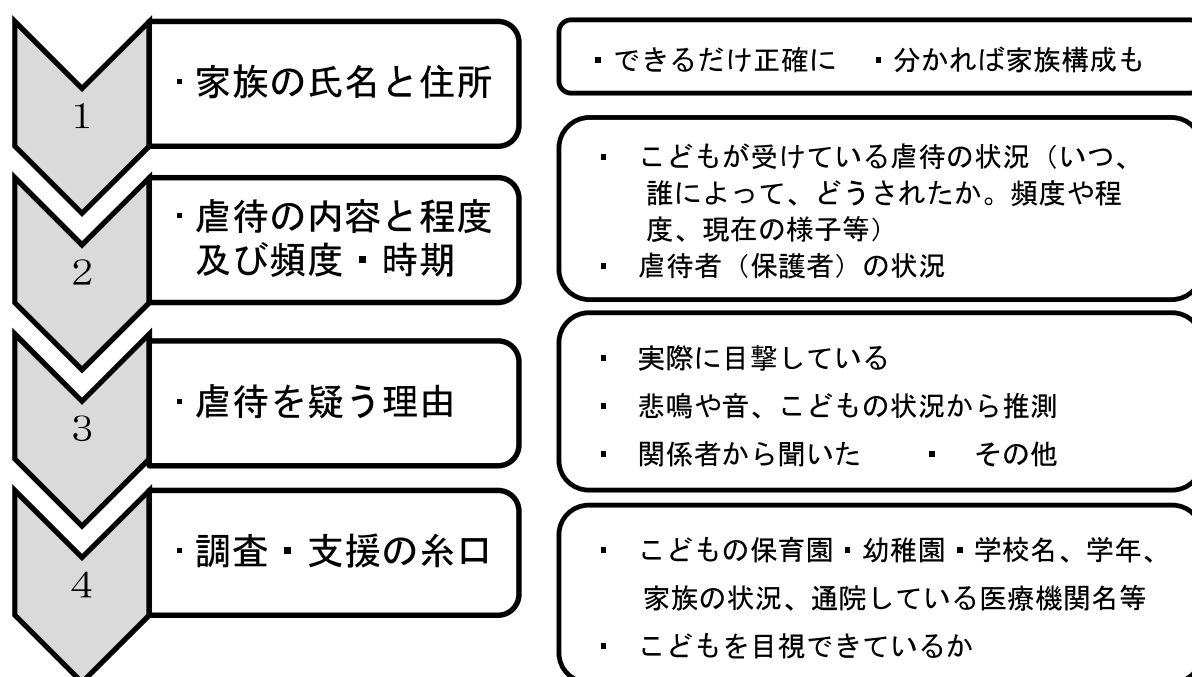
また、学校等が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に教育委員会に連絡すると同時に、教育委員会と連携して速やかに児童相談

所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

※具体的な、学校等における虐待対応の実践については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月23日）も参考にしてください。

3 通告時のポイント

通告するときは、情報わかる範囲の情報を客観的に伝えましょう。



- 次ページの「こども虐待連絡メモ」、「リスクアセスメントシート」は、通告する際の内容の整理にお使いください。
- なお、リスクアセスメントシートにおいて、重度以上の場合は、躊躇なく児童相談所および警察に通告する必要があります。また、これを保護者でない、他の者が行なっていることを保護者が放置していても同じ重症度判断とします。

こども虐待連絡メモ

※通告する場合、内容の確認用にお使いください。

通告者	所属・職名		氏名	
	電話番号	① ②		
	住所			
こども	ふりがな 氏名	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳 ヶ月)
	就学状況等	(担任名)		
	住所	(電話)		
保護者	氏名	(父) 歳	(母) 歳	
	職業等			
【現在までの経過】			【家族構成】	
【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どうされたか。頻度や程度、現在の様子)				
【連絡意図】			【備考】	
- こどもの保護 - 調査、対応依頼 - 対処方法を相談したい				

リスクアセスメントシート				記入日	年	月	日	
氏名				担当者				
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体・ネグレクト・心理・性的							
子どもの年齢	歳	か月	(生年月日)	年	月	日		
主な虐待者								
1 虐待の頻度 ☆	ほぼ毎日 ・ 3日に1回程度 ・ 週1回程度 ・ 月1回程度							
生命 (最重度)	☐ 頭部外傷 ☐ 首締め ☐ 骨折あり ☐ 脱水症状 ☐ 恐怖心をあおりトラウマ反応がある		☐ 乳幼児を投げる ☐ 踏みつける ☐ 水につける ☐ 乳幼児を医療受診させない ☐ こどもの性交		☐ 逆さ吊り ☐ 頭部を殴る蹴る ☐ 栄養失調 ☐ 乳幼児の長時間放置 ☐ 性的暴力		☐ 布団蒸し ☐ 熱湯をかける ☐ 衰弱 ☐ 将来まで心に傷を負わせる強迫	
重度	☐ 医療を要する外傷 ☐ 自殺の強要 ☐ 給食以外食べていない		☐ 打撲 ☐ 性的行為の強要		☐ 火傷 ☐ 著しく不衛生		☐ 幼児の打撲 ☐ 異臭がある	
中度	☐ 慢性のあざや傷跡 ☐ 殺してやる ☐ こどもが夜出歩く		☐ 物で叩く ☐ 学校に登校させない ☐ 生まれてこなければよかった		☐ ボルログラフィーの被写体等の強要 ☐ 生活環境不良で改善なし ☐ 死んでしまえ		☐ 執拗に体に接触 ☐ 放置	
軽度	☐ 傷跡が残らない暴力 ☐ 異常に怒鳴られてる ☐ 夜間こどもだけの留守番が多い		☐ 正座の強要 ☐ 極端な兄弟間の差別 ☐ 極端な家事の強要		☐ 部屋に閉じこめる ☐ 塾や成績の極端な無理強い ☐ 健康問題が生じない程度のネグレクト		☐ かわいく思えない ☐ 性器や性交を見せる ☐ 面前DV	
疑い	☐ 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの							
項目	チェックの視点	チェックの項目		アセスメント				
				該当	やや	非該当	不明	
虐待	2 連続性 ☆	☐ 繰り返し	☐ 常習	☐ 子を何日も放置する				
	3 虐待歴 ☆	☐ 以前に虐待を受け、入院か施設入所となっている。						
4 関係機関からの情報がある		☐ 児童相談所 ☐ 学校 ☐ 児童相談所	☐ 保健こども課 ☐ 保育所・幼稚園 ☐ 民生児童委員	☐ 保護課 ☐ 近隣 ☐ 施設・支援事業所	☐ 福祉課 ☐ 病院 ☐ 警察			
子ども	5 年齢 ☆	☐ 3歳未満(乳幼児)						
	6 身体的状態 ☆	☐ 低身長 ☐ 先天性疾患 ☐ 体重増加不良 ☐ 持病 ☐ 発育不全 ☐ 障害(身体、知的、精神)						
	7 精神的状態 ☆	☐ 笑わない ☐ 睡眠リズム ☐ 興奮 ☐ 表情が乏しい ☐ 抜毛 ☐ 年齢不相応な性的興味			☐ 視線が合いにくい ☐ 引きこもり ☐ 言葉の遅れ ☐ おしゃべり			
	8 性的虐待 ☆	☐ 性病 ☐ 妊娠 ☐ 疑い						
	9 問題行動	☐ 暴力 ☐ 虚言 ☐ 多動 ☐ 万引き ☐ 自傷行為 ☐ 落ち着きなし			☐ 火遊び ☐ 喫煙 ☐ 過食異常拒食 ☐ 噛む ☐ 引きこもり	☐ 家出 ☐ 深夜徘徊 ☐ べたべたする ☐ 不登校		
	10 意思・気持ち ☆	☐ 家に帰りがたらない ☐ 親が来ても無表情 ☐ ひどいオムツかぶれ ☐ 季節に合わない衣服			☐ 親を怖がる ☐ 親の口止めに応じる ☐ 身体衣類の汚れ ☐ 朝食を食べていない	☐ 親を嫌う ☐ 親の前で萎縮		
	11 日常的な世話の欠如	☐ 臭い ☐ 季節に合わない衣服			☐ 臭い ☐ 風呂に入れない			
養育者	12 精神状態	☐ 鬱的 ☐ 通院できない ☐ 精神症状 ☐ 通院したことがない ☐ 以前通院していた						
	13 性格的問題	☐ 衝動的 ☐ 被害的 ☐ 思いこみが激しい			☐ 攻撃的 ☐ その場逃れ ☐ 自信がない	☐ 偏り ☐ 共感性欠如 ☐ 人との関わり難い		
	14 被虐待歴	☐ 被虐待歴			☐ 愛されなかった思い ☐ 厳しいしつけを受けてきた			
	15 アルコール・薬物 ☆	☐ アルコールの匂い ☐ 問題意識なし ☐ 虐待隠蔽			☐ 視線がうつろ ☐ 体罰容認 ☐ 虐待者をかばう	☐ 会話しにくい ☐ しつけ主張	☐ 疑い ☐ 依存症	
	16 虐待自覚 ☆	☐ 望まぬ妊娠出産 ☐ 子をつけない ☐ こどもの態度や行動を受け入れられない			☐ 無関心 ☐ 褒めない ☐ 権威的	☐ 極端に可愛がったり突き放したり ☐ 疎ましい ☐ 過干渉	☐ 虐待事実の口止め	
	17 子どもへの感情・態度	☐ 意欲なし ☐ 若年親			☐ 改善意欲なし ☐ 知識不足	☐ 能力が低い ☐ 不適切	☐ 知的障害(疑い) ☐ 期待過剰	☐ 発達障害
	18 養育意欲能力	☐ 拒否 ☐ 無視			☐ 訪問できず			
	19 養育知識	☐ 地域で孤立 ☐ 相談できる人がいない			☐ 近隣とのトラブル ☐ 親族とのトラブル			
	20 援助受入れ	☐ DV ☐ 再親以外の養育者 ☐ 同居人に日常的に子を危険から守る人がいない			☐ 別居 ☐ 両親の多忙 ☐ 危険な時子の逃げ場がない	☐ 離婚 ☐ 子だくさん	☐ 再婚 ☐ 内縁	
	21 社会的サポート ☆	☐ 借金 ☐ 職を転々とする			☐ 失業 ☐ 生活苦	☐ 定職なし ☐ 働く意志なし	☐ 居室内の著しい乱れ	
22 家族問題	☐ 借金 ☐ 職を転々とする			☐ 失業 ☐ 生活苦	☐ 定職なし ☐ 働く意志なし	☐ 居室内の著しい乱れ		
23 子を守る人 ☆	☐ 借金 ☐ 職を転々とする			☐ 失業 ☐ 生活苦	☐ 定職なし ☐ 働く意志なし	☐ 居室内の著しい乱れ		
24 生活環境	☐ 借金 ☐ 職を転々とする			☐ 失業 ☐ 生活苦	☐ 定職なし ☐ 働く意志なし	☐ 居室内の著しい乱れ		
25 経済問題	☐ 借金 ☐ 職を転々とする			☐ 失業 ☐ 生活苦	☐ 定職なし ☐ 働く意志なし	☐ 居室内の著しい乱れ		
☆が特に保護決定を考える際に重要なもの。「該当」が15以上なら、保護の可能性が高くなります。				合計				
現在の子どもは	☐ 在宅のまま ☐ 在宅以外の場所()							
現在関わっている機関	☐ 児童相談所 ☐ 保健こども課 ☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 児童相談所 ☐ 福祉課 ☐ 病院 ☐ 民生児童委員 ☐ 児童発達支援 ☐ 学校 ☐ 放デイ							
定期的なケース検討会の必要性	有							
必要なサービス	☐ 保育 ☐ 児童保護 ☐ ショートステイ ☐ 子の治療 ☐ 親の治療 ☐ 親のカウンセリング ☐ 母子生活支援施設 ☐ 親への生活指導 ☐ 生活保護 ☐ 女性相談 ☐ 家族相談調整 ☐ 法律相談 ☐ 就職相談 ☐ 家事援助							

4 虐待の相談と通告先

(1) 相談・通告窓口

◆業務時間／平日：午前8時30分～午後5時15分

相談・通告窓口	管轄地区（小学校区）	電話番号
中央区保健こども課 中央区手取本町1-1 (熊本市役所本庁舎3階)	壺川・碩台・白川・城東・慶徳・一新・五福・向山・黒髪・大江・本荘・春竹・出水・砂取・託麻原・帯山・白山・帯山西・出水南	328-2451
東 区保健こども課 東区東本町16-30 (東区役所3階)	画図・健軍・秋津・泉ヶ丘・若葉・尾ノ上・西原・託麻東・託麻西・託麻北・桜木・東町・月出・健軍東・託麻南・山ノ内・長嶺・桜木東	367-9131
西 区保健こども課 西区小島2-7-1 (西区役所3階)	古町・春日・城西・花園・池田・白坪・高橋・池上・城山・小島（松尾東地区、松尾西地区、松尾北地区）・中島・芳野・河内	329-6838
南 区保健こども課 南区富合町清藤405-3 (南区役所3階)	飽田東・飽田南・飽田西・中緑・銭塘・奥古閑・川口・田迎・田迎南・田迎西・御幸・日吉・日吉東・川尻・力合・力合西・城南・富合・杉上・隈庄・豊田	357-4135
北 区保健こども課 北区植木町岩野238-1 (北区役所1階)	植木・桜井・山東・大和・田底・田原・菱形・山本・吉松・川上・西里・北部東・清水・城北・高平台・麻生田・龍田・龍田西・楠・武蔵・弓削・楡木	272-1104
熊本市児童相談所 中央区大江5-1-50 (あいばるくまもと3階)		366-8181 189 いちはやく (3桁)

- 夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。児童相談所全国共通ダイヤル 189 番(いちはやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります(通話料無料)。
- 昼夜を問わず、こどもの生命に危険が生じる状況が予想される場合には、まず警察(110番)に連絡し、こどもの安全を確保してください。

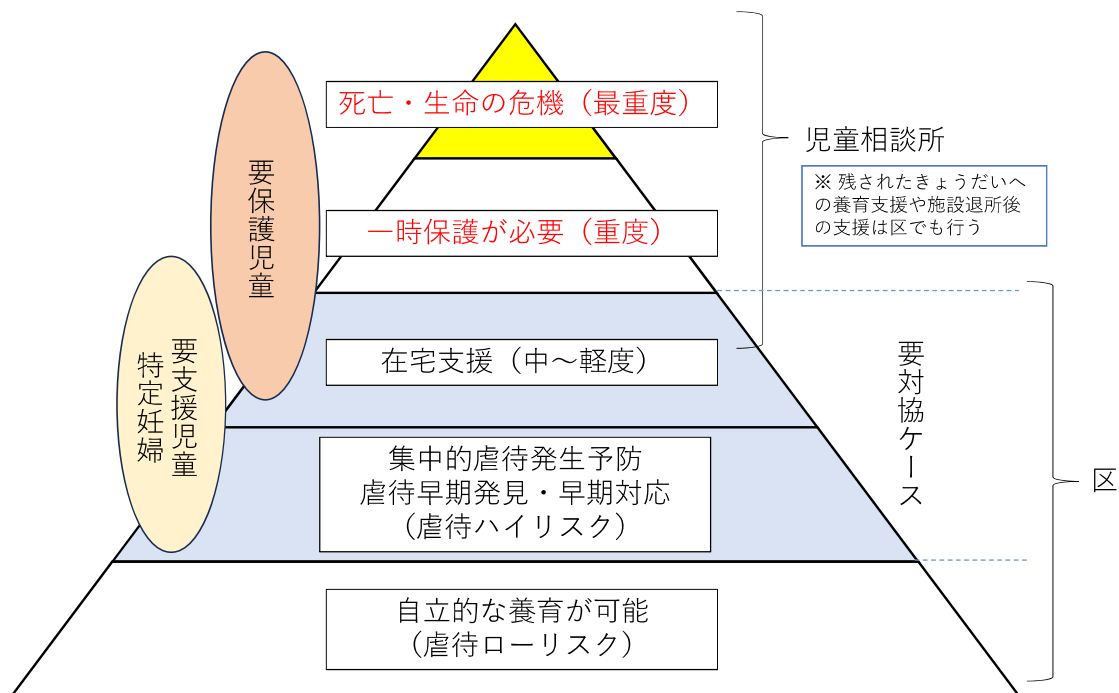
(2) 児童相談所と区の役割分担

死亡や生命の危機等の最重度虐待及び保護者からの分離による保護が必要な場合は、権限のある児童相談所が主に対応します。その後、家庭復帰が可能と判断された場合は、保護者のペアトレーニング等の支援を行うとともに、養育状況を改善するための支援を区と児童相談所が連携して実施します。また、分離後の家庭にきょうだいがいる場合は、ターゲットがきょうだいに向かわないように、残されたきょうだいに対する支援を行います。

こどもが施設から退所する際には区も連携して対応する必要があり、退所する前に個別ケース検討会議を開催して関係する機関が十分に情報を共有し、再発防止の支援体制を構築しておくことが重要です。

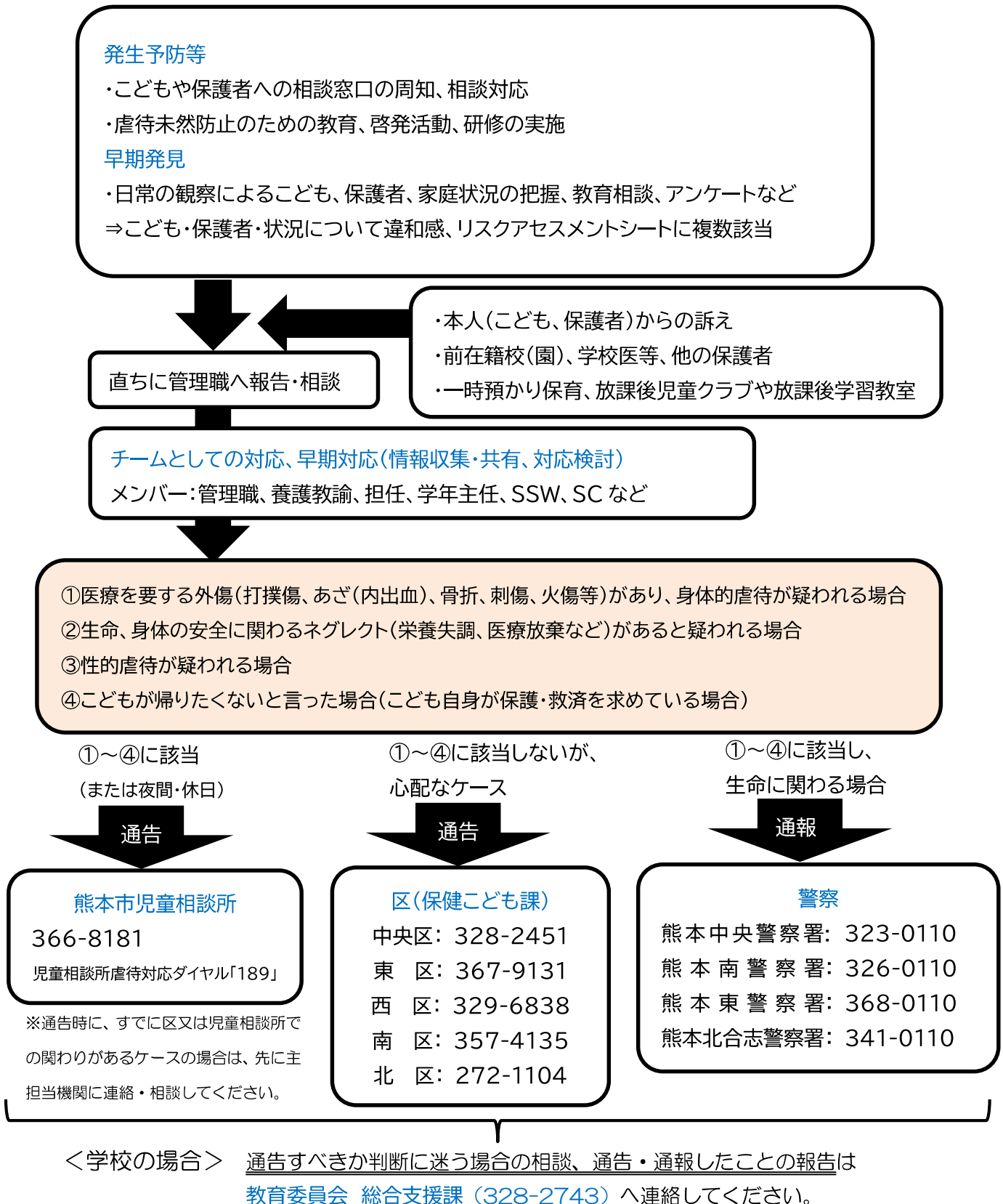
中度から軽度の虐待で在宅援助を行う場合は、社会資源を駆使して地域のネットワークによる支援をすることが重要であり、区の役割が大きくなります。家庭訪問を駆使して家庭での親子の様子を具体的にアセスメントしつつ、保護者ができることから養育方法を改善する支援を行います。

図 児童相談所と区の役割分担（イメージ）



5 通告までの流れ（保育所、学校等の場合）

参照：「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」文部科学省 令和2年6月改訂版



- 学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりもこどもの安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

- 保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、区や児童相談所等と連携しながら対応してください。区や児童相談所は、こどもの安全が確保されない限り、こどもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えません。
- 保護者から、学校等及び教育委員会に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに区・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携し対応します¹。
- 不登校（園）や非行、いじめ等の問題の背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。ドメスティック・バイオレンス（DV）により、こどもに心理的な外傷を与えることも虐待のひとつです。
- 通告後、こどもの安全確認については、原則、通告から 48 時間以内に行わなければなりません。区や児童相談所等の職員からの聞き取りに対しては、できるだけ詳しく状況を伝えてください。

¹ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知）より

6 通告までの流れ（医療機関等の場合）

参照：子ども虐待診療の手引き改訂第3版 公益社団法人日本小児科学会

早期発見

①原因不明の外傷・熱傷

②実際の外傷と、本人・保護者が訴える受傷機転（外傷が生じる機序）との間に乖離がある場合

③原因不明の消耗状態（脱水、低栄養、心理的ストレス等）

上記①～③を認めたときには、通常の事故やけが、内因性疾患と同様に虐待の可能性を念頭に置いて診療を進める。

■虐待の有無に関わらず、まずは医学的に重症度が高いかどうかを判断し、必要な治療を行い、こどもの安全確保を最優先とします。

＜診療・判断のポイント＞

- 虐待による外傷痕は衣服で隠れた場所に生じることも多いため、普段から全身の診察を基本とし、顔面などの目立つ部位に一見して暴力を受けたと分かるような外傷を認めた場合には、ハイリスクと考える。
- 診察の過程で虐待を否定し得ない「気になる症状」を認めた場合、放置せずに「これはどうしたのですか」と保護者に問いかける。
- 保護者の加害意図の有無、とらえ方にかかわらず、こどもにとって著しく不適切な行為であれば虐待と判断する（保護者が「しつけ」と主張しても容認しない）。
- 初期から虐待が疑われる場合であっても、「虐待」という言葉を使わない。保護者の反発を招く可能性が高く、こどもの治療への協力が得られなくなり、こどもの安全を脅かすことになる。
- 保護者への問いかけの中で虐待が起こるリスク要因を、こども側の要因、保護者側の要因、養育環境の3つの視点から考察する（支援策を検討する上で重要）。



判断に迷うようなケースでは個人で判断せず、複数のスタッフの意見を交えて虐待かどうか判断する。病院内に院内こども虐待対応チーム（Child Protection Team; CPT）が組織されている場合には、チームで対応を協議する。

- ①医療を要する外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、火傷等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④こどもが帰りたくないと言った場合（こども自身が保護・救済を求めている場合）

①～④に該当
（または夜間・休日）

通告

熊本市児童相談所

366-8181

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

※通告時に、すでに区又は児童相談所での関わりがあるケースの場合は、先に主担当機関に連絡・相談してください。

①～④に該当しないが、
心配なケース

通告

区（保健こども課）

中央区：328-2451

東 区：367-9131

西 区：329-6838

南 区：357-4135

北 区：272-1104

①～④に該当し、
生命に関わる場合

通報

警察

熊本中央警察署：323-0110

熊本南警察署：326-0110

熊本東警察署：368-0110

熊本北合志警察署：341-0110

- 軽度の虐待だけでなく、要支援児童、「気になる親子」についても、単回の診療で終診とせず、再診日を設定し必ずフォローアップを行い、合わせて早い段階から区へ積極的に情報提供を行います。
- 通告前に保護者に告知することは原則として不要ですが、通告後にどのタイミングでどのように告知するのか区、児童相談所の担当者と事前に協議します。（例外的に医療者と保護者との間に信頼関係が結ばれている場合には、あらかじめ告知することで話がスムーズに進むこともあります。）
- 区、児童相談所から、個別ケース検討会議等の開催連絡があった場合は出席します。

※ 保育所・学校、医療機関等以外の機関（者）から通告する際も通告先については、このフローを参照してください。

第2章 区・児童相談所における通告後の対応

1 区・児童相談所の動き

虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりの判断で行動すること避けなければなりません。区や児童相談所は、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携、援助方針決定なども組織的な協議によって進めています。

① 通告・相談の受理

区及び児童相談所で、虐待や虐待が疑われる事例の相談を受けた場合は「通告」として受理し、速やかに（緊急）受理会議を開催し、初期対応を検討します。

※ 関係機関や地域住民、保護者から入った連絡には、通告か相談か情報提供なのかどうかははっきりしないものもありますが、相談か通告かを相手の判断に委ねることなく、まずは通告として受け止め、組織的な判断の下で対応を行うことを徹底します。

② 安全確認（48時間以内）

通告後、原則として48時間以内に、区・児童相談所の職員又は信頼のおける支援機関による目視による安全確認を行います。

③ 情報収集、リスクアセスメント

区では、安全確認と並行して、区役所内の各課からの的確に情報収集を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員等から近隣情報を収集し、区の特性を活かし、多角的な情報を踏まえアセスメントを行います。初期調査やアセスメントを行う上で、児童相談所の専門的な知識及び技術的援助を必要とする場合は、早めに児童相談所に助言・援助を求めます。とくに重篤な事例やこどもの安全確認が困難な場合、一時保護による対応が想定される事例については、児童相談所の送致による迅速な引継ぎを行います。

児童相談所で受理した相談については、区が保有している情報を収集した上で、児童福祉司若しくは児童心理司の調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに総合診断（判定）をして個々のこどもに対する支援の方法等を検討します。

虐待で緊急性が高いと判断された場合には、児童相談所は早急に虐待の事実を確認し、緊急一時保護を行います。なお、一時保護は原則として一時保護所にて行いますが、こどもの状態に応じて、乳児院、障がい児施設、医療機関等に一時保護委託を行うことがあります（緊急性が低いと判断された場合、また虐待以外

の相談においても、必要に応じて一時保護を行うこともあります。)

④ 支援方針の決定

ア. 在宅支援

調査の結果、安全確認が継続的に可能であって、緊急性やリスクが低い場合は、一時保護は行わずに在宅支援を行います。区では、支援が必要なこどもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法で、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行います。

児童相談所の在宅指導は、ケースに応じて児童福祉司指導措置²または継続指導³、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導などいずれかの対応をとります。

イ. 施設入所、里親委託（児童相談所）

施設入所や里親委託が適当と判断された場合、保護者の同意を得て、施設入所措置や里親委託を行います。一時保護中のこどもで、保護者の意に反して、施設入所、里親委託が適当と判断された場合には、家庭裁判所に対して児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立てを行います。施設入所や里親委託後も児童相談所は施設職員や里親等と一緒にこどもの支援を行っていきます。

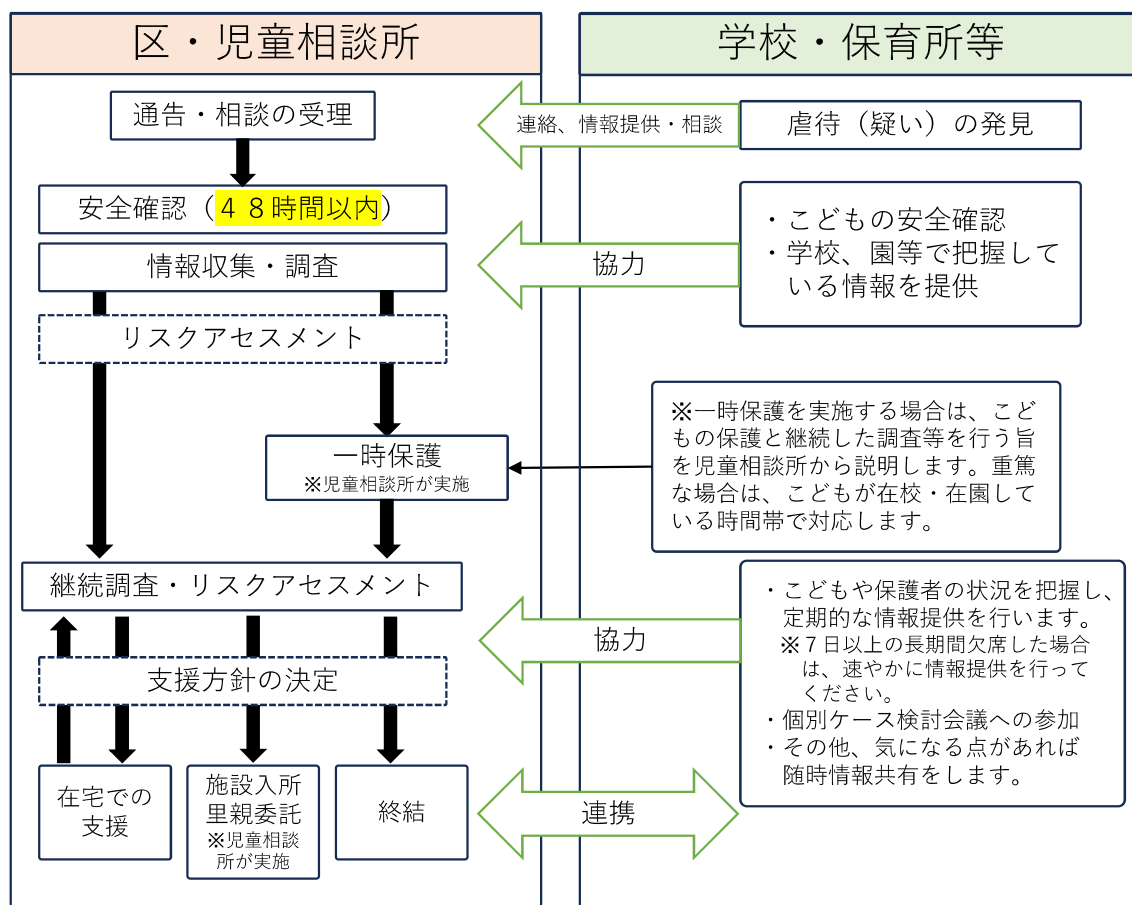
ウ. 終結

援助方針会議、進行管理会議等において終結を決定します。要対協で事例を終結したとしても、子育て支援や学校などの機関が引き継ぐことがあります。

² 「複雑困難な家庭環境に起因する問題を有することも等、援助に専門的知識、技術を要する事例に対して、こどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う」事例に行われる。保護者の改善に向けた姿勢があいまいであるなど保護者の主体性を尊重するだけではこどもの福祉が図れず行動の枠組みを示す必要のある事例に実施する。

³ 「複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う」事例に行われる任意の指導であり、保護者が虐待の事実を認知しており、かつ保護者自身が自らの養育態度をどのように改善すればよいかといった点で援助を求め、相談関係が成立しているような場合に行う。

図 通告後の対応について



- 区での初期対応において、こどもの保護者等から訪問を拒否され安全確認できない場合や一時保護による対応が想定される事例については、児童相談所へ送致を前提とした専門的な助言・支援を求めます。
- 区役所の閉庁時間である夜間・休日は児童相談所において、24 時間対応可能な体制をとっています（詳しくは P38 を参照してください）。

2 区の役割・機能

従来、各区保健こども課では、こども家庭分野の相談支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」と、全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを行う「子育て世代包括支援センター」を置き、児童福祉機能と母子保健機能が連携し、妊娠期から子育て期の支援を一体的に行ってきました。

令和 4 年の改正児童福祉法を受け、両者の意義や機能は維持した上でさらに連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、より切れ目なく対応するため、「こども家庭センター」を設置しました。

(1) 区における虐待対応について

① 予 防

- 虐待の未然防止については各機関（班）でそれぞれ役割を担っており、特に母子保健機能では、乳幼児のほぼ全数を把握できるため、早い段階での予防・発見につながっています。
- 子育て支援や虐待についての地域住民への啓発活動、保健師を中心とした地域での母子保健活動、乳幼児家庭訪問指導等を実施する中で、子育て家庭が地域で孤立しないよう活動を行っています。
- 校区の社会福祉協議会や民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援センター、保育所、幼稚園等と協働し、地域の子育て家庭への支援のため、校区子育て支援ネットワークを構築するなどの地域づくりを行っています。
- 校区子育て支援ネットワークでは、身近な場所での子育て支援として、子育てサークルや子育てサロン等を地域コミュニティセンターや地域公民館などで協働開催しています。

② 発 見

区では、地域の方々や関係機関から虐待の通告を受ける他に、乳幼児家庭訪問指導や乳幼児健診、保育所入所、各種手当・制度利用等の相談・申請などの窓口業務等で、間接的に親子や子育て家庭の生活状況等を把握できる機会が多くあります。相談の主訴としてではなくても、その背景に不適切な養育や虐待が隠れている場合があります。虐待を発見した場合には、緊急性や重症度についての組織的な判断をし、必要な関係機関と連携を取りながら対象者への支援を行います。

③ 初期対応

- 区の児童支援班は、虐待の対応において情報を集約し、区役所内の福祉課

や保護課とも状況に応じて連携を取りながら調査・相談を行い、緊急性や虐待の程度を判断します。

- 場合によっては児童相談所や警察、医療機関等と連携して対応します。児童相談所による一時保護に至らない場合などは、調査・情報分析、地域の関係機関（保育所・幼稚園、学校、民生委員・児童委員等）とのネットワークにより、医療機関等専門機関の紹介、保育所への入所、養育者への支援など、具体的な支援策を実施します。
- 育児不安や負担感の軽減及び養育者の孤立を防ぐ目的で、家庭支援事業への導入を検討するほか、地域の子育て支援機関に繋げるなどの支援を行っています。
- こども自身や保護者から虐待の電話相談が入った場合や、市民や様々な機関から「虐待である、または虐待の疑いがある」という通告を受けたときには、こどもの安全確認を最優先に、必要な情報を収集します。相談や通告を受ける関係者及び関係機関からできる範囲で情報を集めるとともに、可能な場合は訪問し、住居周辺を調査し、こどもの状況や保護者の子育ての状況なども確認します。また、今後の相談関係が継続できるよう、関係機関と連携を取りながら保護者との関係づくりを心がけます。
- 現状確認と情報収集
関係各課との連携のもと課内での対応が可能かなど、対応の方法の検討を行うとともに、緊急介入の必要性の判断を行います。
- 個別ケース検討会議
在宅での支援が必要な場合、地域での支援体制を整えるため、関係機関と連携し、共通認識を持ち対応策を検討していくとともに、それぞれの役割についてきめ細かに協議していきます。
- 関係機関との連携
緊急介入が必要と判断された場合は、すぐに、虐待の事実を児童相談所に連絡し、児童相談所との連携のもと、必要な対応を進めます。

③ 継続支援

区では、育児不安や負担感の軽減及び保護者の孤立を防ぐ目的で、定期的な訪問や面接、電話での相談の継続や家庭支援事業の導入を検討するほか、地域の子育て支援機関と連携した支援を行っています。また、生活上の課題や養育者自身の疾患・障がい等に対する支援が必要な場合も多く、保護課や福祉課と連携し、支援を行います。

（２）妊娠期から子育て期における相談窓口

安心してこどもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期までの各種相談に応じ、関係機関と連携しながら支援しています。

妊娠・出産に関すること、育児に関しての困りごとなど、こども家庭センター（区保健こども課内）へご相談ください。

窓口	場所	連絡先
中央区保健こども課	中央区手取本町 1-1 3 階	328-2419
東 区保健こども課	東区東本町 16-30 3 階	367-9134
西 区保健こども課	西区小島 2-7-1 3 階	329-1147
南 区保健こども課	南区富合町清藤 405-3 3 階	357-4138
北 区保健こども課	北区植木町岩野 238-1 1 階	272-1128

3 児童相談所の役割・機能

児童相談所は、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが抱える問題またはこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することが主たる役割になります。

（１）児童相談所の機能

児童相談所の基本的機能は以下のとおりです。

機能	内容	根拠
市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行う機能	児童福祉法第 12 条第 2 項
相談機能	こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合判断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能	児童福祉法第 12 条第 2 項

一時保護機能	必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護する機能	児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条
措置機能	こども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該こども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能	児童福祉法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

（２）民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止及び管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。（児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項、第33条の9）

（３）虐待対応における児童相談所の主な権限

権限	内容	根拠
出頭要求	児童相談所の家庭訪問等によっても長期間こどもの姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査や質問を行います。	児童虐待防止法第8条の2
立入調査	虐待が行われているおそれがあると認められる場合で、虐待通告後、48時間以内にこどもの安全確認が困難な場合に、こどもの住所又は居所に立ち入って必要な調査や質問を行います。	児童虐待防止法第9条第1項、児童福祉法第29条
臨検、搜索等	虐待が行われている疑いがあり、出頭の求めや立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについてこどもの	児童虐待防止法第9条の3第1項

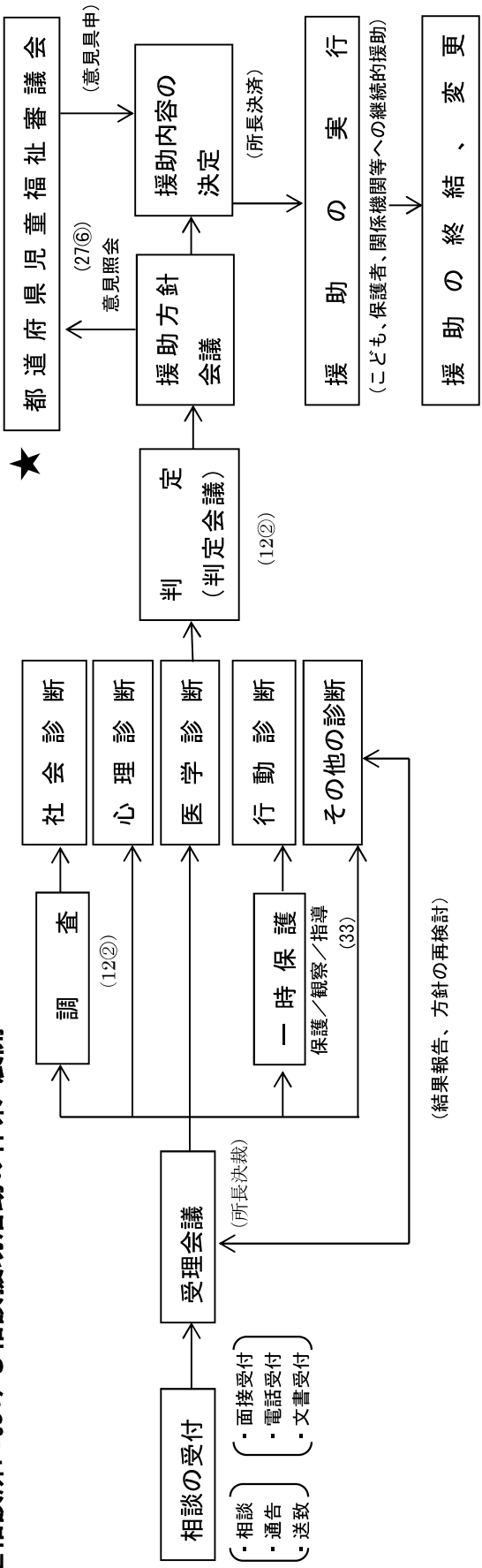
	安全確認または安全を確保するため、裁判所からの許可状により、こども居所の臨検または捜索を行います。	
一時保護	一時保護は原則として保護者等の同意が必要ですが、児童相談所長が、こどもの安否確認等の結果一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合においても一時保護を行います。	児童福祉法第33条
家庭裁判所承認による施設入所、里親委託等	児童虐待等により、保護者にこどもを監護させることが、著しくこどもの福祉を害する状態であるにも関わらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所等措置を行います。	児童福祉法第28条

(4) 夜間・休日の対応

区役所の閉庁時間である夜間・休日は児童相談所において、24 時間対応可能な体制をとっています。夜間・休日における虐待通告や相談において、緊急に対応する必要があると判断された場合はその日の当番職員（自宅待機）が対応します。この場合、迅速に調査や家庭訪問等を実施し、こどもの安全確認を最優先に行い、合わせて、保護者への助言、指導等を行います。重大な結果が生じている、あるいは重大な結果が生じる可能性が高い、こどもが家に帰りがらないなど、緊急にこどもを保護する必要があると判断した場合は、緊急一時保護を行います。

ただし、児童相談所が緊急に対応する必要があると判断した場合は、48 時間以内のこどもの安全確認の事案から除外し、身元を特定した後、夜間・休日明けに児童相談所から区へ対応を依頼し、区は依頼を受けてから、通常の通告対応を行います。

児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援助	
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あわせん (2) 措置による指導 ア児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) オ障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約書 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の2、63の3) 6 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII、VIII) 7 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) (1) 施設入所の承認 (28①②) (2) 親権喪失宣告の請求 (33の7) (3) 後見人選任の請求 (33の8) (4) 後見人解任の請求 (33の9)

★熊本市においては、「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部門」で審議

(数字は児童福祉法の該当条項等)